

令和4年度 被措置児童等虐待の状況について（大分県）

児童福祉法第33条の16及び同法施行規則第36条の30に基づき、令和4年度中に、大分県が対応した被措置児童等虐待の状況について公表します。

1 虐待案件受理の状況

受理件数			内 訳		
新規	継続	計	虐待該当	非該当	調査継続
6件	1件	7件	3件	3件	1件

※事実確認が完了した令和5年度に計上

2 虐待の状況(虐待該当案件のあった施設等について)

ア 施設種別

社会的養護 関係施設	里親等
2件	1件

イ 加害者の職種

指導職員	里親等
2名	1名

ウ 虐待の類型

身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待
0件	2件	0件	1件

エ 虐待の内容

<ul style="list-style-type: none"> ・児童の衣服に自尊心を傷つけるような言葉を書いた ・児童の衣服の上から身体を触った ・児童に不適切な身体接触を行った
--

オ 被害児童等の性別

男子
3名

カ 被害児童等の年齢層

小学生	高校生
2名	1名

3 県が講じた措置

児童福祉法第46条第1項の規定 に基づく報告徴収・改善指導通知	児童福祉法第34条の20第2項の 規定に基づく里親名簿からの抹消
2件	1件

◆児童福祉法第33条の16
都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があった場合に講じた措置
その他内閣府令で定める事項を公表するものとする。

◆児童福祉法施行規則第36条の30
法第33条の16の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

- 1 次に掲げる被措置児童等虐待があった施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別
 - イ 小規模住居型児童養育事業及び里親 里親等
 - ロ 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設 社会的養護関係施設
 - ハ 障害児入所施設及び指定発達支援医療機関 障害児施設等
 - ニ 法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設又は法第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて一時保護を行う者 一時保護施設等
- 2 被措置児童等虐待を行った施設職員等の職種